リ　　ス　　ク　　分　　担　　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　　　　　　　　　　　容 | 負　　担　　者 | |
| 市 | 指定管理者 |
| 物価変動 | 人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増 |  | ○ |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 |  | ○ |
| 法令の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 | ○ |  |
| 指定管理者に影響を及ぼす法令変更 |  | ○ |
| 税制の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更 | ○ |  |
| 一般的な税制変更 |  | ○ |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能 | ○ |  |
|
|
| 書類の誤り | 仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ |  |
| 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤り |  | ○ |
| 資金調達 | 経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由 | ○ |  |
| 経費の支払い遅延（指定管理者→市）によって生じた事由 |  | ○ |
| 施設設備の損傷 | 10万円未満の工事又は修繕 |  | ○ |
| 上記以外の工事又は修繕 | ○ |  |
| 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの） |  | ○ |
|
| 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの） | ○ |  |
|
| 資料等の損傷 | 管理者としての注意業務を怠ったことによるもの |  | ○ |
| 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの） |  | ○ |
|
| 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの） | ○ |  |
|
| 第三者への賠償 | 管理者としての注意業務を怠ったことにより損害を与えた場合 |  | ○ |
| 上記以外の理由により損害を与えた場合 | ○ |  |
| セキュリティ | 警備不備による情報の漏洩、犯罪発生 |  | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用 |  | ○ |

※税制のうち、指定管理料に係る消費税の税率変更による増は、市の負担とする。